

いのちのとりで裁判4・3決起集会 590名の参加で大成功！



いのちのとりで裁判全国アクション（略称：いのとり裁判）は、参議院議員会館講堂を会場に、最高裁判所での裁判勝利をめざす決起集会を開催し、会場あふれる210名が参加し、380名がオンライン参加する熱気あふれる集会となりました。

3月27日の「はっさく」訴訟控訴審と3月28日のさいたま訴訟控訴審が、東京高裁で連続して原告勝訴判決となり、高裁での勝敗は6勝4敗と原告優勢の状況となる中での決起集会となり、立憲民主党や日本共産党、れいわ新選組、社会民主党等の国会議員9名からの連帯と激励のあいさつ（他2名の国会議員が来場）がありました。

10年を超える闘い歩み・今の裁判の現在地・本来の物価高に見合う生活保護基準について・参加した原告の訴え・最後の行動提起と、充実した2時間でした。

全国アクション共同代表の全生連吉田会長の力強い開会あいさつと、バッシングを押し返してきた取り組みに確信を持ちつつも、今後の新たなバッシングの可能性に備え、分断を乗り越える「私たちの権利の闘いである」ことを改めて強調された全国アクション共同代表の稲葉剛さんの報告、小久保事務局長・弁護士から「いのちのとりで裁判の現在地～相次ぐ高裁判決の傾向分析」が報告され、直近の高裁判決は5勝1敗、とくに大阪高裁勝訴と東京高裁2連勝の意義は大きく、最高裁判決を前に一連の訴訟全体の流れは確定したと強調されました。

また、福岡訴訟弁護団の高木健康弁護士からは、「消費者物価上昇の生活保護利用者世帯への影響の検討」が報告され、生活保護世帯の2025年1月の生活費支出は2020年と比べて16.4%（複数世帯）又は16.9%（単身世帯）も増えたとの

試算が示され、2025年の生保基準に500円を加算するだけでは明らかに不十分で、物価上昇を考慮した基準とすべきことが指摘されました。

集会では、京都、北海道、東京、埼玉、大阪、愛知の全国の原告から、原告の状況や裁判に対する決意がそれぞれ語られました。

尾藤弁護士は閉会のあいさつで、「被害の実態の深刻さと行政のでたらめさを明らかにし、裁判に必ず勝ち、引き下げ撤回と被害の完全回復、生活保障法の制定が必要。最高裁に良い判決を出させるためにも、わたしたちは引き続き広く国民に訴えていかなければならない」と呼びかけました。

最高裁西門での宣伝行動と最高裁要請行動



4・3決起集会に先立ち、午前8時から1時間の予定で、最高裁職員と最高裁前の通行者を対象とする最高裁西門前での宣伝行動に全国から70名が参加し、最高裁での公正判決を求める宣伝に取り組みました。宣伝後、午前10時から1時間の最高裁要請行動には、17名の参加者制限がありますが、原告や弁護団、支援者が、最高裁の書記官に裁判への思いや願いを訴えました。

最高裁要請署名は、累計で14万1,145筆を提出した。

広島高裁でも保護基準引下げの違法性を求める

広島高等裁判所は、4月18日、2013年から厚生労働省が実施した生活保護基準の引き下げは「健康で文化的な生活」を保障した憲法25条に反するとして原告が取り消しを求めている裁判で、保護基準引き下げの違法性を認める判決言い渡しでした。19勝11敗と大きく勝ち越している地裁判決に続き、東京高裁の3月27日（はっさく控訴審）・28日（さいたま控訴審）に続く高裁での勝利判決で7勝4敗と、原告勝訴の決定的な流れとなりました。

「生存権裁判を支える東京連絡会」宣伝行動 5月16日(金) 16～17時

都立病院機構との懇談 人権としての医療・介護 東京実行委員会

3月31日（月）、午後1時より都庁第1庁舎の舎の都立病院機構会議室で、①休止病棟・病症利用状況、②入院患者数の減少とその背景、③人員配置・物価高騰対応、④PFI事業の見直し、⑤精神科医療の課題、⑥診療アクセス制度の問題等について懇談しました。

都立病院機構側からは戦略推進担当リーダー、社保協からは都立病院の充実を求める連絡会、東京医労連、東京保険医協会の役員が参加しました。

都立病院機構としては、都民に必要な医療を安定

的に供給していく姿勢を強調し、病床や委託業務等については実状に応じて柔軟に見直し、財政や制度面での制約がある中でも、東京都と連携して対応していくと回答がありました。

人権としての医療・介護 東京実行委員会は懇談にあわせ、「都立病院機構の医療提供体制の充実と安定化を求める要望書」を提出し、①機構病院14院の閉鎖病棟・休止病床状況を明らかにすると共に、再開するため計画について明らかにすること。②14病院を都直営時および保健医療公社運営時の入院病床数に復元し、都民と都議会との約束に基づき都民医療への一層の貢献を果たすこと」を求めています。引き続き、要請や懇談等を行っていきます。

各地域・団体の取り組み

新宿社保協第27回総会を開催



3月28日（金）、新宿社会保障推進協議会は、第27回総会を、若松地域センターで開催し、13団体から34名が参加しました。

総会に先立つ学習会では、大嶋祐介さん（東京社保協事務局次長）を講師に「医療保険制度と現行の保険証存続の展望」と題して学習を行いました。

医療保険制度の情勢では、今国会で高額療養費制度の限度額を引き上げる法案が提出されましたが、がん患者団体などが声を上げる中で、今年の夏からの引き上げは一旦凍結されましたが、政府は更なる社会保障費削減を打ち出していきます。政府は愚策のマイナ保険証を推進しているが、現行の紙の保険証や資格確認書で医療が受けられるように求め、誰もが安心して医療を受けられる社会保障の拡充を求めてたたかっていくことが必要と話されました。

総会は、2024年度の運動活動報告、2025年度活動方針、2024年度決算報告と2025年予算案を提案し、討論では介護従事者の立場から区労連の鈴木さん、生健会から雨宮さん、年金者から竹折さん、新婦人から布施さんが、それぞれの団体

の取り組みについて報告がありました。

総会議案と決算予算、役員が承認され、会長に大久保佐和子さん（弁護士・あかしあ法律事務所）が選出され、引き続き2025年度も社会保障の拡充を求めて取り組みを進めていくことを確認しました。

《新宿社保協からの寄稿》

失業中で国民健康保険料が払えない 北区社保協



3月25日（火）王子駅前三角公園に於いて82回目となる「なんでも相談会」が開催され、4名が相談に来ました。非正規職を離職後の失業中の40代男性の国民健康保険料が払えない相談に、北区民商とほくとNSWが資格証などの説明や「受療権」について説明しました。80代母親と同居の50代女性は、現在のところアルバイト代15万円と母の年金5万円の合計収入が20万円程度、物価高騰の折、7万円台の家賃を払うと生活が苦しく、将来的には世帯分離を検討しているそうです。帰り道のバス停から相談会場に訪れた80代女性は、他区に住む虚弱な妹の相談に、生活と健康守る会が相談にのりました。3月26日の北区との交渉の場では、相談事例から貧困の実態を国保年金課長に訴えました。

《なんでも相談会実行委員会ニュースNo.33より》